

「体・用」の別と修飾

著者	山東 功
引用	百舌鳥国文. 2021, 30, P.237-256
URL	http://doi.org/10.24729/00017438

「体・用」の別と修飾

山東 功

一・学校国文法と修飾

橋本進吉の学校国文法解説書である『新文典別記 上級用』（二九三五）では、「修飾」について以下のような説明が挙げられている。

文法上で「修飾」といふのは、細かにみるといろいろの種類がありますが、ここには、最も普通であり、随つて代表的なものとするべきものに就いて述べました。即ち被修飾語の意味を委しくし、定めることと説明しました。

橋本（二九三五）一三二頁

「意味を委しくする」とは、換言すれば「意味の増加」であるとし、一方「意味を定める」とは、意味の漠然とした点を、「はっきりさせる事」と定義している。ここで興味深いのは、説明

に際し「限定する」という定義を用いていない点である。橋本は「あの人は多分来るだらう。」や「そんな事は決して無い。」といった例文を挙げて、これらは「被修飾語の意味を強く明らかにしたものである」とあり、これらは「委しく定める」には含まれるが「限定する」という説明には当てはまらないとしている。

また「猫は鼠を捕る。」の「鼠を」のように、従来「客語」として説明されることがあった部分についても、橋本の場合は「修飾語」に含めている。そもそも、学校国文法の嚆矢的存在ともいえる大槻文彦『広日本文典』（二八九七）では、文の成分である「主語、説明語、客語」を修飾するものとして「修飾語」が別に立てられていた。多くの学校国文法教科書では、こうした主語、説明語（述語）、客語、そして修飾語、という区分法が用いられていたのである。ただし、客語と修飾語との区別を行わずに、修飾語として一括処理する方法も一部には見受けられる。杉敏介『新編日本文典』（二八九八）では「文章を編み成す

語辞の關係を三種に別つ。主、用、客、これなり。」(一五八頁)として、主・述以外の成分は「客」として扱われている。いずれにせよ、橋本以降、主・述以外の文の成分は、接続語や独立語などを除いて、すべて修飾語として処理されることになる。こうした修飾語の拡張について、三上章は学校国文法批判の形で次のようにまとめている。

ついに文法教科書からは客語も補語も消え、それらを一ひっこめた連用修飾語の一本ヤリというあっさりした扱いになった。そうすることにあずかって力のあつたのは吉沢・橋本の二家であり、あっさりしすぎていることかれこれ三〇年近い。 三上(二九六四)一〇七頁

三上が挙げている吉沢義則の文法教科書については、橋本も「一括して、修飾語と名づけたのは、吉沢義則氏の中等新文典(2)に既に先例があります」(前掲書一三九頁)と言及している。ただし、吉沢の文法教科書では客語を認めた上での一括処理であり、この点については吉沢(二九五〇)の中で「一括して修飾語と名づけたのは、客語・補語の問題が困難であつて、中学には理解せしめにくいと思つたからの便宜であつたので、その旨

は、参考書にことわつておいた筈である」(二七頁)とわざわざ注記している(おそらく、教科書と自説との相違を言及しておきたかつたのではないかと思われる)。ここで「中学には理解せしめにくい」とする点は案外重要なところである。三上忠造『中等国文典』(二八九八)では客語の他に「補足語」を立て、「父財産を子に譲る。」の「子に」を補足語と説明しており、芳賀矢一『教科等日本文典』(二九〇四)でも客語と共に「補語」を立てている。ただ、多くの学校国文法教科書では客語と補語との相違や、客語・補語と修飾語との相違についての説明に多くの紙幅が割かれており、ある意味で教授上困難な個所であつたことは想像に難くない。例えば『教科等日本文典』では「旅人里人に路を問ふ」の場合、「里人に」を第一客語、「路を」を第二客語とする一方、「水を水になす」の場合は、「水を」が客語、「水に」を補語として説明している。また補語と修飾語との相違に関する説明は以下のようなものである。

余は六時に起きたり。
今日東京に着す。

右の如く時間或は場所をいふものは亦同じくこの助詞を伴へり。これは副詞の功用をなすものにて、補語にあらず。

又もとい、客語にもあらず。

芳賀（二九〇四）「卷之二」七〇〜七一頁

この説明では「副詞の功用」がどのようなものか正確に理解できていなければ区別が困難であろう。さらには「筆にて書く」や「机は木にて作る」の「筆にて」「木にて」は「動作をなす道具材料に関するもの」として、これを「副詞的修飾語」と説明している（卷之三、二八頁）。客語（第一客語、第二客語）、補語、修飾語については、教授者の理解も徹底していなければ、確かに「中学には理解せしめにくい」ものであったと言えよう。⁽³⁾ 文法教育上、主・述の指導については、検討すべき点が多いものの（「は」と「が」の違いをどう教えるか、など）、それ以外の文の成分についても、同様に多くの問題が存在するということがなろう。

ところで、橋本のような修飾語の捉え方でいけば、主語ですらも述語の修飾語として理解することが可能である。橋本（二九三五）では次のように述べられている。

修飾といふ意味を右のやうに解すれば、「鐘が鳴る」の「鐘が」も、「鳴る」では何が鳴るか漠然としてゐるのを委

しく定めるもので、やはり修飾語ではないかといふ論が出るかも知れません。それは誠に道理であります。実をいへば、私も、主語と、客語・補語や修飾語との間に下の語と係る関係に於て根本的の相違があるとは考へないのであります。

橋本（一九三五）一三四頁

日本語のいわゆる文末決定性⁽⁴⁾という特質を念頭に置けば、すべてが述語を修飾するという見解も、それほど奇異なものには映らないかも知れない。これは、三上の主語廃止論とも関連するところであるが、修飾というものの捉え方が雑駁としている分、被修飾に関する見方も曖昧になっているようである。つまり本質は、修飾・被修飾の関係性をめぐる文の構造の捉え方であり、主・述以外の成分が文においてどのような意味を持つのかということについて、精緻に見ていく必要があるのではないかと思われるのである。これまで文における主・述の問題については、陳述論との関係もあり多くの議論がなされてきたが、これを「修飾」の立場から捉え直していけば、また新たな観点が提示できるのではないだろうか。しかも、学校国文法では主語、述語、修飾語（現行学校国文法では他に接続語、独立語を認める）が並列的に文の成分として位置づけられているが、修飾語に対

する扱いは、やはり主・述に比べて低いように思われる。このことも「修飾」の意味を再検討する契機となるだろう。

そして、この捉え直しに関係して、日本語文法研究史的に「修飾」がどのような扱いをされてきたのかを再確認することも有意義であるに違いない。佐久間鼎は日本語文法研究における「修飾」の扱いについて以下のように述べている。

「修飾」といういい方が慣用されているのでここではそれをつかいますが、もともとスウィートの *adjunct-word* にあたる *modifier* をこう訳して取り入れたものでしょう。原語も訳語も、難くせをつけられつたくなる種類のものです。
佐久間（一九五七）三〇頁

佐久間の言うように、スウィートの所説が取り入れられたものかどうかについては、多くの検討を要するところであるが、⁵⁾少なくとも大槻文彦の『広日本文典別記』（二八九七）には「修飾ス」トイフハ、英語ニ、*To modify*、トイフ、「更ニ、別様ノ意味ヲ附加スル」義ナリ」（一〇八頁）とあることから、明治後期頃には術語としての「修飾」が存在していたことがうかがえる。ただし大槻の場合、「修飾」についての説明は副詞の項

に集中しており、「連用・連体」などについては字義通り「用言・体言」に「連ナル」ものとして「修飾」の語を用いていない。こうしたことから、修飾に関して検討すべき点は、術語の成立という根本的なところを含めて、多く存在するように思われる。

二・近世国学の言語研究と修飾

さて、学校国文法において、全てが概括される形で存在するような「修飾」の概念は、近世国学の言語研究ではどのように扱われていたのだろうか。ここで思い起こされるのは、本居春庭が『詞通路』の「詞天爾乎波のかゝる所の事」の中で記した「すべて詞にもてにをはにもことごとく其のかゝる所あることなり」。(下巻二丁オ)という一節である。この「かゝる所」の図解において、春庭は「次の詞へのみかゝる」、「その詞てにをはの句をへだてゝむねとかゝる」、「下より上へかへりてかゝる」の三種を挙げ、これをそれぞれ異なる記号で図示している。この「かゝる所」の図説に従うならば、すべてが述語へとかかっているという、例えば橋本の示した先述の所論とほぼ同一のものとなる(正確には、春庭の論に似た形で展開していったというべきであるが)⁶⁾

この「かゝる所(かかり)」という捉え方は、係り結びの例を出すまでもなく、近世国学の言語研究において極めて興味深い指摘であった。このようなことから、「修飾」と理解される言語事実について、先人はどのような関心を払い、どのように捉えたのか(春庭にとっては「かゝる所」として把握)という認識論的な立場からの検証作業は、日本語の「修飾」研究の史的展開を追う作業と共に重要であると思われる。例えば、富士谷成章の『かざし抄』(明和四(一七六七)年刊)や『あゆひ抄』(安永七(一七七八)年刊)における「かざし」や「靡」といった術語などは、「修飾」を考える上で極めて示唆的なものである。⁸⁾明治以降において、成章の言語論を極めて高く評価した者の一人である山田孝雄は、次のように成章の説を紹介している。

この種の語(引用者注…いわゆる副詞など)を富士谷氏がかざしと称して用言たる装の修飾なる如くいへるはさすがに卓見といふべし。こゝに至りては富士谷氏の説は、たとへ、多少の紛糾あるにもせよ、国語の本性には最適するが如し。旧来の分類とるべくば此の点に於いては富士谷氏の下らざるべからず。 山田(一九〇八)一四五頁

成章の言語論はその後、息子の御杖や門人達へと受け継がれていったが、内容の難解さも影響して、活用形の提示法(装図)や「あゆひ」の里言解などを除いて、十分な展開がなされなかった。当時において「名をもて物をことわり、装をもて事を定め、挿頭・脚結もて言葉を助く」(おほむね・上)という『あゆひ抄』冒頭の意味を理解することは、相当困難であったはずである。しかも『かざし抄』では、以下のように「名・装・挿頭・脚結」の中で「名」を別にして説明を行っている。

ことのははたひとつならず。これををしへんがため
に、ことばにみつものくらみをさだむ。ひとつにはかざし、
二つにはよそひ、三つにはあゆひなり。ものゝ名をば、こ
のみつのうちにいれず。
(上・二丁オ)

こうした成章の言語論については、すでに竹岡(一九七二)のような研究も見受けられるものの、その解釈の是非をめぐって検討すべき個所も多い。その意味で、成章の言語論については、それをどのように解釈すべきか、という点が最も重要になってくるのである。⁹⁾

ところで、日本語研究史的に見て、修飾・被修飾の関係は、

先述のように、それがどこにかかるのかという「かかり」方の問題として認識されてきた。そうであれば、かかる先が何であるのかによって、かかり方の意味もおのずと変わってくることになる。この時に、かかる先を「体・用」の概念で区別すれば、「体」にかかる、あるいは「用」にかかる、というあり方が見出され、結果として、今日なじみ深い「連体」や「連用」といった術語へと繋がっていくことになる。つまり「かかり」の問題は、「体・用」の問題へと関説していくのである。このことは、橋本（一九六五）において「修飾を二つに分かつて連体修飾と連用修飾に呼びわけける習慣は、橋本進吉氏によって一般化された」と説明される「体・用」の別と修飾との関係について、もう一度詳しく見ていくことを意味する。

三. 「体・用」の別をめぐって

「体・用」の概念が、すでに中世歌学における術語として用いられていることは、すでに多くのところで指摘されている。そもそも『大乘起信論』などに見られる仏教用語としての「体・用・相」（正確には「体・相・用」）や、宋代詩学の「体・用」論が、どのような過程で中世歌学に流入していったのかについては、日本語の研究史を超えた言語思想的課題として極めて興

味深いものがある。ただし本稿では、糸井通浩氏が次のようにまとめられた見解に従って論を進めることとしたい。

連歌学における体用論を考察することによって、連歌学における体用観念は意味的に仏教思想の体用観を継承するものであったこと。しかし、連歌という言語文芸としての表現特性に基づいて、連歌独自の体用観として導入したものであったこと、それには、語レベル、文レベル、文章レベルのそれぞれに体用論があったこと、体用観が、「体相―用」から「体―用相」へと変化し、その体用の識別が活用の有無という形態論的な識別と結合することによって、相言（形容詞）が専ら活用する語として第一義的に把握されるようになったこと、等々を指摘することができたように思う。

糸井（一九八二）一四三頁

この、語レベル、文レベル、文章レベルそれぞれに体用論が存在したとする観点は極めて示唆的である。すなわち、体用観がある意味で渾然としたものであるということ、さらには「体・用」の別が様々なレベルにおいて認識されていたということの意味するからである。このことから、観念的な体用観が言語

事実に対する観察結果とどの程度整合性を保たせたのかということについては、むしろ近世国学の言語研究の捉え方にも関係していくが、この点について尾崎知光氏は「観念的な体用の思想が形態的な語性の相違に置きかへられる過程は、大きな言ひ方をすれば、中世思想の崩壊から近世実証精神の開眼へといふ動きを象徴的に示す一例であらう」（尾崎（一九八三）九〇頁）と述べ、高い評価を与えている。実際、「体・用」の別に関しては、品詞分類の原理ともいべきものへと展開していったことが見て取れる。

鈴木胤は『言語四種論』（文政七（一八二四）年刊）の中で、品詞を「体ノ詞、作用ノ詞、形状ノ詞、テニヲハ」に分けている。ここで注目すべきは、「形状ノ詞」を「作用ノ詞」と分けている点である。これらは用言としてまとめられることが多いが、胤は「形状ノ詞ヲモ、一ツニ用ノ詞トイヒ来ルハ、少シイカマニテ、形状ハ体ニ近キ所アリ」（玉華堂刊本五丁オ）として、「体ノ詞」との近似性を指摘した。「形状ノ詞」と「作用ノ詞」の区分は、単に動詞と形容詞とを分けたものという意味ではなく、むしろ「体ノ詞」と「作用ノ詞」とは異なる品詞を見出したものとも見るべきである。その、異なる品詞としての「形状ノ詞」や「テニヲハ」は、必然的に「体・用」の原理と異なる側面が

存在する。

例えば「テニヲハ、心ノ声ナリ」（八丁表）とする「テニヲハ」については、「詞ニ先ダツテニヲハ」「詞ノ中間ノテニヲハ」「詞ノ後ナルテニヲハ」「活語ニツケルテニヲハ」「活語ノ終リノテニヲハ」の低位分類を行っている。この分類は「詞」との関係性に注目したものがだが、これを語順の問題のみならず関係性そのものに対する認識と捉えるならば、例えば「詞ニ先ダツテニヲハ」としてテニヲハに副詞相当の語が含まれている意味も一層明らかになってくる。「詞ニ先ダツテニヲハ」については、以下のような説明がなされている。

○詞ニ先ダツテニヲハハ、ハタ、又、イデ、アニ、サドカ、ソモソモ、マタ、ナホ、此内ソモソモ、ノソ、マダノマ、ハタ、ナホハ、本ハ詞ナルガ、変ジテテニヲハノヤウニナレルナリ（九丁オ）

「はた」や「そもそも」などを「テニヲハ」に含めたことにより、胤の分類は副詞を助詞・助動詞と混同したものととして批判されることもあるが、これを「体ノ詞、作用ノ詞」との関係のみでいけば、修飾成分として「テニヲハ」を立てたということ、す

なわち「体・用」との修飾・被修飾関係で捉えた品詞分類法であると思ふこともできる。つまり、眼の品詞分類は「体ノ詞、作用ノ詞、形状ノ詞、テニヲハ」が並列的に存在するのではなく、「体ノ詞、作用ノ詞」に対して「形状ノ詞、テニヲハ」が存在し、かつ「体ノ詞」に対して「作用ノ詞、形状ノ詞」が存在するという関係の中で、いわば段階的に層をなしたものと見るべきであろう。このように見れば、眼の品詞分類法は「体・用」の別と「修飾」について極めて重要な指摘を包んでいると言える。¹⁰⁾

ただし、富士谷成章や鈴木眼の品詞分類を除いて、その後の国学者は「体言、用言、助辞」を基本とする分類法へと傾斜し、結果として「体・用」以外の部分については、極めて雑駁な形で取り上げられることとなってしまった。確かに、助辞については精緻な分析が多く見られるが、それらはいくまでも体言や用言の接辞として機能する以上、やはりある種の限界が存在している。歌学（修辭法）のためという特質のもつ必然であったかもしれないが、「かかり」に関する「修飾・被修飾」への認識は、主として「係り結び」に代表される助辞（テニヲハ）の問題に局限化されることになったからである。これは「体用」二元論による捉え方があまりにも強固であったために、それ以外は残余として雑駁に処理されざるを得なかったということ

も関係しているだろう。¹¹⁾つまり、修飾をめぐる論に関して、雑駁とした「修飾・被修飾」の扱いは「体・用」の別という前提が関係していたということが言えるのではなからうか。このことは「連用・連体」という術語において、最も象徴的に表れている。この点について、もう少し細かく見ていくことにしたい。

四．修飾についての諸段階

「修飾」の持つ雑駁性を仮に整理してみると、およそ三種類の意味に分類できよう。すなわち、(一)用言の活用における「連用・連体」としての「修飾」、(二)品詞分類における「修飾」に關係する品詞（副詞や連体詞など）としての「修飾」、(三)文の成分における「修飾語」としての「修飾」である。ここでは、それぞれの意味における「修飾」の捉え方について、以下、研究的な観点から概観する。

四．一 「連用・連体」と「修飾」

本居宣長から鈴木眼、本居春庭、そして義門、富樫広蔭へと至る流れという、近世国学における活用研究の整理過程は、日本語研究史上極めて重要な意味を持っている。それは、五十音

図と共に整理されていく活用形が、いわば当然のものとして認識されていくことになったのである。特に六活用形への整理については、「未然(将然)・已然」、「連用・連体」といった対をなす名目の妙とも相まって、ある種神秘的な様相すら帯びている。⁽¹²⁾そして、この六活用形は現行学校国文法にも連綿と受け継がれており、結果として、文法論的に見て多くの問題があるにもかかわらず、極めて強固なものとして存在し続けている。

この、活用形に関する強固な定着をもたらした人物の一人が、義門である。本居春庭の場合は、活用形の名称について特に触れていなかったけれども、義門の場合『活語指南』(天保一五(二八四四)年刊)において「将然言、連用言、截断言、連躰言、已然言、希求言」と名称を施し、その意味について説明を加えたのである。以下に「連用言、連体(躰)言」についての説明箇所を引用する。

連用言(レシヨウ)・動キ活ク語カラ動キ用ク言バヘツバ
ク。

連躰言(レンタイ)・活キ動ク用ノ言カラ動カ又語ヘ
連ク。

「体・用」の別と修飾

ウゴカヌトハ体ノ語ノコトナリ。但シ体用コ、ニイヘルハ、カノ儒書ニテモ仏書ニテモ体相用ナドバズベテノ事物ノウヘニ云体用ニテハアナガチニコ、ロウベカラズ。物体アラヌモノニテモ、ソノモノソノコトソノワザノ名デ、其語ノスエノモジノトモカクモウゴカヌ分ヲ今ハコトゴトク体言ト云ヒオケルノゾト意エヨ。コレニ有形无形アリ。
(初卷一丁オ、一丁ウ)

この名目の妙は「カノ儒書ニテモ仏書ニテモ体相用ナドバズベテノ事物ノウヘニ云」とあるように、きわめて馴染み深いものを取り入れた点にある。しかしながら、この「連用・連体」の枠組みからでは、例えば語の「終止・非終止」という観点は極めて見出しにくくなる。それは義門の用語に従えば「截断」と「連体」との対を求めることになるからである。つまり「連用・連体」は「修飾」という観点において意味を持つということが言える。これは、鈴木胤の『活語断続譜』(享和三(一八〇三)年頃成)で示された語の「断・続」とは異なった展開であり、その後の活用表は「連用・連体」という名目と共に、テニヲハとの接続関係を読む五十音図のようなものとして理解されている。⁽¹³⁾

四・二「相」の定置と「修飾」

品詞分類において、修飾に關係する品詞は「副詞」や「連体詞」といった名目で示されるのが普通である。ただし、明治前期の洋文典の影響を受けた文法書（洋式日本文典）の中には、連体修飾としての「形容詞」と連用修飾としての「副詞」とを対にして説明するものがある。形容詞は問題の多い品詞であるが、研究的に見てもその扱いに苦慮していたことがうかがえる。また近世国学の言語研究の流れを受け継いだ文法書（国学風日本文典）の場合は「体言、用言、接辞」という三分類法が支配的で、副詞をはじめ接続詞や感動詞などは、活用しないという点から、全て体言に含められていた。¹⁴このことは、五十音図と密接な繋がりをもつ「活用」が、国学の言語研究で極めて重要視されていたことと關係している。

以上の品詞分類法の流れについて、松下大三郎は次のようにまとめている。

旧時代の文法学は完辞を単に「言」と称し、之を体言、用言の二つとした。体言とは活用の無い完辞で、原辞としての、名詞、副詞、副体詞、感動詞が之に属する。用言とは活用の有る完辞で動詞が之に属する。現代は名詞をのみ体

言と称し、副詞副体詞感動詞をば体言と云はない様になつた。故大槻文彦博士が此の説を取り、山田孝雄博士などもこれを取つた。

松下（一九三〇）六九〜七〇頁

こうした流れの中、体言、用言以外に別の名目を立てて、副詞や接続詞などを総括する立場も存在した。先の引用に続いて松下は「高橋龍雄氏は体用の外に副詞副体詞をば相言と名づけて名称を体、用、相と揃へようとしてゐる」（七〇頁）と、高橋龍雄の所説を紹介している。具体的には以下のようなものである。

独立詞の中には、概念をあらはす詞と、直観のまゝなる詞とあり。概念をあらはすものを体用相の三つに分けて、体言、用言、相言の三種とする。「体」はことばの本体を表はし、「用」はその作用を表はし、「相」はその「すがた」を表はす。体言、用言といふ「ことば」は昔からあるが、相言といふ、「ことば」は私が考へて拵へた言葉だ。相言は又修飾言といつてもよろしい。

高橋（一九二六）三九〜四〇頁

国学由来の体言・用言二元論では困難が生じる品詞分類法に對して、さらに伝統的な仏教用語に端を発する「体・用・相」の三分類が用いられるというのも興味深いことだが、少なくとも言語事実との関係を見れば、「体・用」の別だけで処理しきれないことは明らかである。大概の場合は体言、用言とは別に、八品詞を並列的に置くことで副詞の位置付けを行ったが、そのような並列的な品詞分類法をとらないとすれば、どうしても「相」といった「修飾」に関わる類を設定する必要が生じる。

「体・用」の別に「修飾」が加わることにより、言語事実への到達が一層可能となるならば、「相」の持つ意味は大きなものとなるだろう。ただし、それはあくまでも「体・用」の別を、どこまで容認するのかということと関係する。そのことに関連して、以下「相」に関する極めて独創的な見解を示したものをいくつか取り上げておくこととしたい。

一つは森重敏の文法論における「相」の位置である。『日本文法通論』(一九七〇)において森重は、話し手・聞き手によって構成される言語場に関係して、それぞれの領域を「体・用・相」として説明している。この「体・用・相」の領域については、以下の引用のようにまとめられる。

話し手Aが開手Bと構成する言語場の外面は、話し手を主として見るとき、第一人称・第二人称両領域に分割され、その中心たる外面の素材D・内面の主題Eから内面の聴手Cへにおいて内面の絶対的第三人称領域が存し、かつそれによつて外面の第一人称・第二人称両領域、さらには外面の相対的第三人称領域が限定されている。(中略) D・E・Cは〈主体性〉の領域であり、その意味で〈体〉の範疇であるといいうる。

(体)の範疇 森重(一九五九) 六四〜六五頁
第一人称領域は話し手の主観的領域として、そこで客観的・個性的な表現開展という〈作用〉が行われる。その意味で〈用〉の範疇であるといいうる。

(用)の範疇 森重(一九五九) 六五頁
話し手Aを主として見るとき、AはBのその理解作用のうちに入ることができない。(中略) AはただBの外からその理解作用を〈様相〉的に相^みるほかない。また、Bが諸手となつても、開手のAはBの表現作用に対して同様の様相的立場にあるほかない。このような意味においてこれは

〔相〕の範疇であるといいうる。

（相）の範疇 森重（二九五九）六五頁

意味の形式としての文法に反映する範疇は、これに対応して体・用・相の三種となる。自然としての文法は、自然としての言語場の全体とその分化との意味的構造を基本的範疇として、自身の体系を組織しているのである。

森重（二九七〇）六五頁

こうした「体・用・相」の把握を前提として、「体・用」に相当する主語・述語に対し、聞手側の「相」の領域の機能的な反映として修飾語的文節（修飾語）を立てた上で、以下のような品詞論を示している。

相…副詞語尾—形容詞—連体詞

— — —

体…格助詞—名詞—数詞

— — —

用…助動詞—動詞—状態副詞

森重（二九五九）一三七頁

以上の引用からもうかがえるように、修飾をめぐる「相」について根源的に検討を加えることで一つの体系を打ち出しているという点で、森重の論は極めて示唆的であり、大いに傾聴すべきものを含んでいる。

もう一つは、国立国語研究所編『分類語彙表』（二九六四）であり、ここでは語彙分類に際して「名詞の仲間—体の類、動詞の仲間—用の類、形容詞の仲間—相の類、その他の仲間」といった分類が用いられている。これは林大の創見に拠るところが大きいと思われるが、日本語の語彙体系を考える際に「相」の語が用いられている点は大変興味深い。語彙体系の側面から語を分類する際には、用言として動詞と形容詞を一括することができない以上、何らかの区別が必要であるということとは首肯できよう。ただし、この場合の「相」は先述の「相言」というよりも、むしろ鈴木胤のいう「形状ノ詞」に近いことから、名目そのものに拘泥することは有意義ではないのかもしれない。

ともあれ、「体言・用言」に対して「修飾」が関係するとき、時として「相」といったものが持ち出されるように、「体・用」の別については、多くの点で検討すべき点が存在する。「体言・用言」の二元的な分類法の前では、他の品詞の扱いが極めて曖昧なものとなる可能性をはらんでいるからである。富士谷成章

や鈴木胤を除いて、近世国学の言語研究で、副詞といった修飾成分に関係する品詞の扱いが捨象されやすかったのも、この「体・用」の別に関係していたはずである。それだけに、問題は根深いものがあると言えよう。

四・三 「修飾語」と「修飾」

文の成分としての「修飾語」は「主語、述語、客語、補語」以外の成分として取り出されるものの、その区別が文法教育上困難であったことは先述のとおりである。しかも「修飾語」という概括自体も、用言を修飾する場合（連用修飾）と体言を修飾する場合（連体修飾）とは意味が異なってくる以上、問題が多い。⁽¹⁵⁾

この連用修飾と連体修飾との相違点について、早い段階で明確に示したのは山田孝雄である。山田は連用修飾の機能もつ語を「修飾語」として、次のように定義している。

内面的には用言のあらはす観念を制限し、外部的にはその用言に依存す。かくの如き語の位格を修飾格といひ、その語を修飾語と称す。

この修飾格の語を副詞といふ人もあれど、副詞といふは

「体・用」の別と修飾

単語の性質の名目にして之を直ちに運用上の名目とする時は混乱を生じ易し。 山田（一九三六）七七三〜七七四頁

さらに山田は「連体格にありては、その対象たる体言の意義を修飾する為にのみ存するものなれど、この種のもの、単に用言一個の意義を修飾するにあらずして、種々の状態存せればなり」（山田（一九三六）七七四頁）として、修飾格が連体格とは趣が異なること述べている。

確かに連体修飾については、渡辺（一九七二）においても「連体成分の本質は、一言で言えば、後続する素材概念を限定するための成分である」（一九二頁）とあるように、「限定」といった説明が十分に發揮する領域である。しかし、連用修飾については「陳述」の問題とも関係してくる以上、単に用言を修飾することだというだけでは説明が不十分であることを、山田は示しているのである。

ただし、全体的な流れとしては、連用修飾も連体修飾も「修飾語」という観点から概括して捉えられてきたと言つてよい。この点を渡辺実は次のように評している。

極端な言い方をすれば「主語・述語・独立語」それに場合

によつて「並立語」を加えた四種以外を全部一括して「修飾語」と呼び、その中で「連体修飾語」と「連用修飾語」を区別したという程度の便宜的なものであつて、構文的職能という点からいうなら、連用修飾語はその中に全く異質のものを雑然と含むというような、整理されないものにならざるが故に評してよいかと思われる。

渡辺（一九七一）一五五頁

この修飾語をめぐる連用修飾、連体修飾に関する問題点は、事典項目などでもいくつか言及されてはいるものの、踏み込んだ記述を行おうとすれば、どうしても「陳述」との関係や「修飾」そのものも意味、ひいては「体・用」の別の意味にまで言及せざるを得なくなるため、概ね、以下のような一般的記述に留まることが多いようである。

修飾語は、被修飾語となる文の成分の違いで区別され、体言を中心とする成分を修飾する連体修飾語（形容詞的修飾語ともいう）と、用言を中心とする成分を修飾する連用修飾語（副詞的修飾語ともいう）とに分けられる。¹⁶⁾

山口・秋本編（二〇〇一）三四〇頁

それだけに、文の成分と修飾語との関係を精緻に記述しようとするならば、修飾の位相を分け、それぞれがどのような意味で「修飾」しているのかを記述する必要が生じてくる。例えば加藤重広氏は修飾を以下のように定義した上で、『意味的修飾』『構造的修飾』『機能的修飾』の観点から修飾構造を論じている。

構文の直接構成要素Aの成立が構文の直接構成要素Bの存在に依存しており、AがBの意味を限定している場合に、AがBを修飾していると言う。 加藤（二〇〇三）一六頁

ただし、このような修飾構造の多元的把握においても、「依存」や「限定」に関わる本質的な規定についても不可避である以上、結果として「修飾」とは何かという問題に帰着してしまふ。

考えてみれば、こうした根本的な議論を直接反映させることが困難な教育現場において、全てを緩やかな「修飾」の枠組みで説明していく学校国文法のあり方というのは、その是非はともかく、ある意味で必然的な流れの中で成立したと言えるかもしれない。ともあれ、「修飾」に関しては、言語事実の把握と共に、その「修飾」という術語の認識そのものに立ち返って、検討を

試みることも必要であるだろう。

なお、こうした「修飾」の問題が「連用・連体」という術語と関係する点に言及した研究として、奥津(二〇〇七)が特筆される。ここでは、どのような統語的条件において「連体」と「連用」が対応するのかという点について論じられており、これを「連体即連用」という捉え方で説明が加えられている。こうした分析の蓄積によって、そもそも「連用・連体」という術語の有効性(あるいは曖昧さ)が明らかになってくるものと思われる。

五. 「体・用」と修飾の意味—おわりにかえて—

「修飾」という術語がいかなる意味で用いられているのかについては、先に引用した諸説からもうかがえるように、いくつかの例外を除いて、ある種曖昧な点を多く含んでいる。これは、日本語の修飾構造の記述において、修飾成分をどのように抽出するのかという点が、形態論的にも構文論的にも渾然としているからである。これには、近世国学以来の「体・用」の別に關わる品詞分類法や、「かかり」に示される修飾観が大いに影響しており、結果として、日本語研究史的に見ても、修飾成分に相当する品詞の確定や、文における修飾成分の位置付けに苦慮することになった。しかも、修飾については「限定」機能をも

とに説明されることが多いが、冒頭に引用した橋本の学校国文法解説書では「意味を委しくし、定める」というように、根本的な定義からして異なる場合も存在する。

また「限定」という機能においても、修飾・被修飾に關してどのような関係機能であるのかについては、例えば以下に挙げる北原保雄氏の説明からもうかがえるように、極めて難しい問題をはらんでいる。

修飾機能は、修飾成分の具有する関係構成の職能であり、被修飾成分の具有する概念を修飾限定する職能である。修飾機能は、修飾成分の具有する概念(修飾内容)と被修飾成分の具有する概念(修飾対象)との間に認められるところの、所属∥非所属・状態∥動作・程度∥状態・程度∥動作などのいわば超論理的な非論理的な関係概念に託されるものである。北原(一九八二)一七八頁

「超論理的な非論理的な関係概念」とは、修飾の側面をうまく言い当てているように思えるが、それだけに、「主・述」の論理以上の問題性が浮き彫りになってくるとも言える。例えば、冒頭に引用した橋本の学校国文法解説書では「あの人は多分来

るだらう。」や「そんな事は決して無い。」の「多分」「決して」という修飾は「限定」に該当しないとしている。つまり「限定」という広範な定義の場合、陳述（学校国文法では「呼応」とも）副詞の位置付けをどうするのかという問題へと繋がっていくのである。

このように見ていけば、日本語の修飾構造を説明する際に「体・用」という術語が用いられやすいのは、ある種の雑駁性をうまく包含できる点にあると言える。そもそも「体・用」自体が明確な規定を持たない概念である以上、近世国学以来の「かり」と同様、融通無碍に利用できる術語として、「体・用」と「修飾」は連関しつつ存在している。

ただし、こうした雑駁性に対して、どの程度透徹していくことが出来るかどうかは、形態論や構文論の整理とも関係する以上、極めて難しい問題である。例えば、接辞を重視する立場では、助詞や助動詞ですら名詞や動詞を修飾すると言い得るし、文における主語の機能を極小化していけば、それこそ全てが述語を修飾する、と言えないこともない。結局は、「体・用」をどのように定義し、その「体・用」に該当しない成分をどのように「体・用」と関係づけるのかという形態論的・統語論的検討が求められるのである。

日本語の修飾に関する研究史を俯瞰した場合、そこには一つの傾向がみられる。それは「連用」にせよ「連体」にせよ、修飾・被修飾の関係そのものを問題とせず、その関係のありかに関心が向けられてきた、ということである。それは「修飾」そのものの意味を問う必要がなかったということではない。むしろ修飾機能を深く考えた結果、極めて広範な修飾のあり方を認めた上で精緻な分析・記述を志向したがゆえに、関係のありかそのものへの関心が高まったと見るべきであろう。これはある意味で、文法範疇の抽出過程とも似ている。文法範疇を関係性の中で見るのではなく、そのありか（形態素）に関心が向けられるという過程である。

少なくとも「修飾」に関する言及から垣間見られることは、その「修飾」と把握される言語事実に対する、いわば融通無碍な解釈の広がりである。日本語の論理性・非論理性などを云々する俗流談義はさておき、こうした解釈の広がりを可能にする要因はどこにあるのか。近世国学以来の思想的な要因によるものなのか、そもそも日本語がそのような言語（いわゆる「膠着語」）であるからなのか。それを即断することはできないが、少なくとも「修飾」を何らかの形で規定できるだけの、体系性は説明原理として持ち合わせておかなければならないだろう。

奥田靖雄は、文の構文論的な構造が「意味構造」と「機能構造」という二つの異なる構造からなりたっているとして、以下のように述べている。

原則的には、文における機能的な構造と意味的な構造とのあいだには、一対一的な対応関係はないとしても、法的なむすびつきがあるとみなさなければならぬだろう。(中略) 文の構文論的な構造は、意味的な構造と機能的な構造との統一なのである。

奥田 (一九八四) 一六八—一六九頁

冒頭に示したような「修飾語」一辺倒による文の成分論と、ある意味で究極的な対立を示すこの主張は、曖昧な「修飾」観に対する有益な反証ともなるだろう。そして、次にすべきことは、修飾成分や修飾語相当の品詞に関する諸論の整理とその位置付けのほすのだが、⁽¹⁾ 残念ながらそれらについて、筆者では全く手に余る問題である。文字通りの大言壮語として他日を期したい。

(注)

「体・用」の別と修飾

- (1) ここでいう「文の成分」は現行学校国文法における用法に従う。他には「文の要素」といった術語が用いられることもある(芳賀矢一など)。
- (2) この「中等国文典」は『中等新国文典』(一九二五)を指すものと思われる。
- (3) ちなみに英語学の分野でも、目的語を修飾語と見なす立場が存在するようである(Cumme (1931) など)。
- (4) 術語としての「文末決定性」については、例えば藤原(一九九〇)などを参照。ただし、この場合の「文末決定性」は「文末詞」において決定される、としている。
- (5) ちなみにスウィートは、*The most general relation between words in sentences from a logical point of view is that of adjunct-word and head-word, or, as we may also express it, of modifier and modified.*と述べている(Sweet (1891) p.16)。
- (6) 春庭の図解を極めて評価したものは、建部(一九八六)、島田(一九八八)などが挙げられる。
- (7) ただし、近世国学の言語研究において、日本語の「修飾」成分がどのように見いだされたのかについては、中世歌論からの継承や漢学との関係、さらには蘭学の影響など、極めて広汎な分析が必要とされる。
- (8) 術語の出自などについては、竹岡(一九七二)を参照。
- (9) 成書の言語論に関連して、「修飾」に関わる根源的な問題として検討を行ったものに、川端善明氏の研究が挙げられる。川端氏の所論については、川端(一九五八、一九五九、一九六〇、一九九七)を参照。
- (10) なお、ここで層をなした品詞分類法に関係して、臆の説を極めて重視した時枝誠記の文法論についても言及すべきである

が、これについては言語過程説の意味など検討すべき課題が多いため、本稿ではあえて触れないことにした。なお、時枝の文法論に対する筆者の立場については拙稿(二〇一)を参照。

- (11) このことが、例えば今日においても、副詞研究の遅れなどと関係しているのかどうかは、もう少し検討を要するところである。

- (12) 例えば義門は『活語指南』の中で、将然言(未然形)から已然言(已然形)までの五活用形について「将然・已然始終ニ対ヒ、連用連躰前後ニ相對ヒテ、其中ナル截斷、コレアラユル詞ノスワリヲサマル処ナル定格、自然ノ妙用、奇々妙ナルモノ也」と述べている。そもそも終止形からではなく、いきなり形態論的にも問題の多い未然形から活用形が始まるのも、五十音図の順に従っているためであるが、そのことが「自然ノ妙用、奇々妙ナルモノ」という認識を生む契機ともなっているのである。

- (13) なお、近世国学における活用研究を、現在どのよう解釈すべきかに関しては、奥田靖雄の見解が参考になる(奥田(一九八四)所収「連用、終止、連体」)。また鈴木服の活用論については永山(一九六三)、尾崎(一九八四)、古田(二〇一〇)の他、拙稿(二〇〇三)を参照。

- (14) 明治前期の文法研究に関しては拙著(二〇〇二)を参照。

- (15) この点について例えば工藤(二〇〇二)では、鈴木(一九七二)や奥田靖雄の所論をふまえた上で、「修飾語」と「規定語」とに区別している。

- (16) 「修飾語」の項目で、執筆は秋本守英氏。

- (17) 本稿で示した流れについては、全て単文に関する議論を

扱ったため、極めて偏りをもった概観となってしまう。連体修飾節などに関する生成文法での議論や、寺村(一九七五、一九七八)で展開された「内の関係・外の関係」に関する卓見などは、研究史的に見て極めて重要なものである。末尾ながら、その重要性を指摘することにより、疎漏に満ちた拙論の責を負うこととしたい。

〈参考文献〉

- 糸井通浩(一九八二)「体用」論と「相」―連歌学における―竹岡正夫編『国語学史論叢』笠間書院
- 大槻文彦(二八九七)『広日本文典・同別記』大槻文彦
- 奥田靖雄(一九八四)『ことばの研究・序説』むぎ書房
- 奥津敬一郎(二〇〇七)『連体即連用?―日本語の基本構造と諸相―』ひつじ書房
- 尾崎知光(一九八三)『国語学史の基礎的研究―近世の活語研究を中心として―』笠間書院
- 加藤重広(二〇〇三)『日本語修飾構造の語用論的研究』ひつじ書房
- 川端善明(一九五八)「接続と修飾―連用―」『国語国文』二七・五、京都大学国文学会
- 川端善明(一九五九)「連体(一)―国語国文』二八・一〇、京都大学国文学会
- 川端善明(一九六〇)「連体(二)―語の顕在形式と語順と―」『国語国文』二九・八、京都大学国文学会
- 川端善明(一九九七)『活用の研究』清文堂
- 北原保雄(一九八二)『日本語助動詞の研究』大修館書店
- 日下部徳次他(一九六三)『不死鳥英文法ライブラリ第五巻 G.O.カーム』南雲堂

工藤真由美 (二〇〇二) 『日本語の文の成分』飛田良文・佐藤武義編

『現代日本語講座第五巻 文法』明治書院

国立国語研究所編 (一九六四) 『分類語彙表』秀英出版

佐久間鼎 (一九五七) 『修飾の機能』明治書院編『日本文法講座五

表現文法』明治書院

山東功 (二〇〇二) 『明治前期日本文典の研究』和泉書院

山東功 (二〇〇三) 『語の断続』『文莫』二五、鈴木康学子会

山東功 (二〇一〇) 『時枝誠記』『国語学史』『日本語学』三〇・八、

明治書院

島田昌彦 (一九八八) 『国語における文の構造』風間書房

杉敏介 (一九八九) 『教科書日本文典』文学社

鈴木重幸 (一九七二) 『日本語文法・形態論』むぎ書房

高橋龍雄 (一九二六) 『日本文簡明国語文法』帝国神祇学会

竹岡正夫 (一九七二) 『富士谷成章の学説についての研究』風間書房

建部一男 (一九八六) 『近世日本文法研究史論』双文社

寺村秀夫 (一九七五、一九七八) 『連体修飾のシンタクスと意味』そ

のゝその四―『日本語・日本文化』四・七、大阪外国語大学

留学生別科(寺村秀夫(一九九二))『寺村秀夫著作集I―日本

語文法編―』くろしお出版、所収)

永山勇 (一九六三) 『国語意識史の研究―上古・中古・中世―』風間

書房

西田直敏 (一九七九) 『資料日本文法研究史』桜楓社

芳賀矢一 (一九〇四) 『新編日本文典』富山房

橋本四郎 (一九六五) 『連用修飾』明治書院編『口語文法講座二 各

論研究編』明治書院

橋本進吉 (一九三五) 『新文典別記上級用』富山房

藤原与一 (一九九〇) 『文末詞の言語学』三弥井書店

古田東朔 (二〇一〇) 『古田東朔近現代日本語生成史コレクション第

三巻 日本語へのまなざし 内と外から―国語学史I―』くろ

しお出版

松下大三郎 (一九三〇) 『標準日本口語法』中文館書店

三上章 (一九六四) 『連用修飾語』時枝誠記・遠藤嘉基監修『講座現

代語六 口語文法の問題点』明治書院

三土忠造 (一九八九) 『中等国文典』富山房

森重敏 (一九五九) 『日本文法通論』風間書房

山口明穂・秋本守英編 (二〇〇一) 『日本語文法大辞典』明治書院

山田孝雄 (一九〇八) 『日本文法論』宝文館

山田孝雄 (一九三六) 『日本文法学概論』宝文館

吉沢義則 (一九二五) 『中等新国文典』修文館

吉沢義則 (一九五〇) 『日本文法(理論篇)』教育タイムズ社

渡辺実 (一九七一) 『国語構文論』塙書房

G.O.Curne (1931) *Syntax*. Boston: D.C.Heath.

H.Sweet (1891) *A New English Grammar: Logical and Historical part I*
London: Clarendon Press.

〈付記〉

本稿は、さるシンボジウムにおいて発表したものを、大幅に書き改めたものである。当初は活字化も予定されていたが、諸事情により、それも叶わなくなってしまった。改めて発表を行おうと思いついたものの、今度は加筆が止まらなくなり、結局、かなり不本意な形で筆を擱かざるを得なかった。これも「修飾」という術語が持つ意味の大きさに対して、十分に理解しきれないためであろう。今後の精進を期す上で、あえて恥を曝け出す次第である。また本研

究は、科学研究費補助金(19K00649)による研究助成を受けたものである。

(さんとう いさお・本学教授)